

市内就学前教育・保育施設
保護者の皆様

草津市子ども未来部
幼児課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直しについて(お知らせ)

日頃は、本市就学前教育・保育の運営につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、保護者の皆様方におかれましては、家庭内においても感染予防対策や、お子様の体調管理に努めていただき、ありがとうございます。

この度、9月7日に厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間について見直しが行われ、滋賀県においても、下記の通り運用されていますのでお知らせいたします。

つきましては、下記の内容や滋賀県ホームページを御確認いただき、御了知いただきますようお願いいたします。

記

1 療養期間について

<有症状の方(人工呼吸器等による治療を行った場合を除く)>

療養期間は、症状が出た日を0日目として、その翌日から7日間(8日目に解除)。

ただし、症状軽快後24時間経過している必要があります。

※10日目までは、感染リスクが残存するため、以下のことなど、自主的な感染予防行動の徹底を行ってください。

・検温など自身による健康状態の確認を行う。(家庭と施設で連携し、健康状態の確認をお願いします。)

・高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所や会食等を避けてください。

・マスクの着用をお願いします。(子どもについては、可能な限り着用をお願いします。ただし、2歳未満児は推奨しません。)

<入院中の方>

療養期間は、症状が出た日を0日目として、その翌日から10日間(11日目に解除)。

ただし、症状軽快後72時間経過している必要があります。(医師や保健所から指示があれば従ってください。)

<無症状の方>

感染していても一度も症状が出ていない場合は、検体採取日を0日目として、その翌日から7日間(8日目に解除)。ただし、5日目に医療用抗原定性検査キットで陰性を確認した場合は、6日目に解除。

※抗原定性検査キットについては、必ず『薬事承認』されたものを御使用ください。

インターネット等で販売されている「研究用」のキットは対象となりませんので御注意ください。

※7日目までは、感染リスクが残存するため、以下のことなど、自主的な感染予防行動の徹底を行ってください。

- ・検温など自身による健康状態の確認を行う。(家庭と施設で連携し、健康状態の確認をお願いします。)
- ・高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所や会食等を避けてください。
- ・マスクの着用をお願いします。(子どもについては、可能な限り着用をお願いします。ただし、2歳未満児は推奨しません。)

2 適用日

令和4年9月7日より適用となり、同日時点で療養中の方にも適用されます。

3 療養期間の見直しに伴う保育料の日割り対応について

新型コロナウイルス感染症に感染された場合や、濃厚接触者に特定された場合は、保育料について日割り計算による軽減の対応を行っているところです。

今回の療養期間の見直しにあたり、9月の日割り計算の対象となる期間について次の通りとします。

日割り対象期間

- ・令和4年9月1日から令和4年9月8日まで：発症日から10日間
- ・令和4年9月9日以降：発症日から7日間

※令和4年9月8日時点で療養期間中であるものにも適用

このことから令和4年9月8日(木)時点において療養中で、9月9日(金)が見直し前の療養期間8日目以降の場合は、9月9日(金)以降の欠席については日割り計算の対象となりません。

4 その他

- ・自宅療養期間中に症状が悪化してきたときは、滋賀県自宅療養者等支援センターにご相談ください。また、病状が急変して危険な状態のときは、救急車(119)を呼んでください。

滋賀県自宅療養者等支援センター TEL 077-574-8560

草津市 子ども未来部 幼児課	
保育料担当	入所・入園係 TEL: 077-561-2365 (直通)
その他担当	指導研修係 TEL: 077-561-6878 (直通)